

# 子どもたちの健やかな成長のために

## ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭などの皆さんが、医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費の一部を助成する制度です。

### ★対象

- 次のいずれかに該当する児童を養育している家庭
  - 父母が離婚した児童
  - 父または母が死亡した児童
  - 父または母に一定の障がいがある児童
  - その他の理由で父または母がいない児童
- ※ただし、本人または扶養義務者等に、一定額以上の「所得」がある時は、支給停止になります。重度心身障害者医療費支給対象者は除きます。
- ※「児童」とは…18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども、または一定の障がいのある20歳未満の方を指します。



## 成長のために

## 子ども医療費



中学校終了までのお子さんが医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費を助成する制度です。

### ★対象

- 市内に住所を有し、医療保険制度に加入している児童
  - ※重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費支給対象者は除きます。
- 申**出生・転入時に申請を受け付けていますが、まだ手続きが済んでいない方は届け出してください。
- ※適正受診にご協力をお願いします。

※申請内容に変更があった時は、速やかに届け出してください。

**問** ことも課 ☎ 25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-10865

荒川 ☎ 54-12395

## あなたも子育て応援しませんか?

### ～保育サービス講習会～

「少しの間、子どもを見てくれる人がいれば」「仕事で迎えが間に合わないので代わりに行ってくれる人がいれば」というようなことはありませんか? 秩父ファミリー・サポート・センターは、このような育児の援助を受けたい方(依頼会員)と、育児の援助を行いたい方(協力会員)とを結ぶ有償ボランティアの会員組織です。子ども好きな方、興味のある方は、協力会員の募集を兼ねた保育サービス講習会を実施しますので、ぜひご参加ください。

**と き** 10月5日(木)～11月30日(木)の間、午後1時～5時ごろ(全9日、計25時間)

**と ころ** 福祉女性会館集会室ほか

**対 象** 秩父郡市内に在住の方

**講 師** 市立病院医師ほか

**参加費** 無料

**申・問** 9月29日(金)までに☎で秩父ファミリー・サポート・センター(秩父市シルバー人材センター内) 逸見(☎21-3311)へ  
※詳細な日程等はお問い合わせください。

## 児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には事実上の婚姻関係も含まれます。

次の方は受けられません

- ・申請をする方や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### 手当額

全部支給	月額42,290円
一部支給	月額42,280円 ～9,980円

※手当額は所得額に応じて決まります。児童が複数いる場合には加算があります。

※手当は申請日の翌月分からの支給になります。

**申** 必要なものは、ことも課窓口にてご確認ください。

**問** ことも課 ☎ 25-5206

